# 山口県無電柱化推進計画







令和3年3月

山口県土木建築部道路整備課

# 目次

1	計画	策定にあたって					
	1)	計画策定の主旨	•	•	•	•	1
	2)	計画の位置づけ	•	•	•	•	2
	3)	計画の期間	•	•	•	•	3
	4)	計画の構成	•	•	•	•	3
2	現状	· 課題					
	1)	現状	•	•	•	•	4
	2)	課題	•	•	•	•	4
3	基本	的な方針					
	1)	今後の無電柱化の取組姿勢	•	•	•	•	5
	2)	目標	•	•	•	•	5
	3)	3つの観点	•	•	•	•	6
4	総合	的かつ計画的に講ずべき施策					
	1)	無電柱化事業の実施	•	•	•	•	7
	2)	道路事業等に合わせた無電柱化	•	•	•	•	8
	3)	電線類の地中化に係る低コスト手法	•	•	•	•	9
	4)	占用制度の運用	•	•	•	•	10
5	施策を計画的に推進するために必要な事項						
	1)	関係者間の連携強化	•	•	•	•	11
	2)	広報・啓発活動	•	•	•	•	11
	3)	無電柱化情報の共有	•	•	•	•	11
	○資料	斗編	•	•		•	12

#### 1)計画策定の主旨

県では、これまで、景観や歩行空間の安全性・快適性に主眼を置き、街中で人通りの多い箇所や歴史的景観地区において、電線管理者等と連携して、無電柱化に取り組んできた結果、県内の国道、県道、市町道の延長約131kmを整備してきました。

近年、平成23年の東日本大震災をはじめ、平成28年の熊本地震、平成30年の千葉県等を襲った台風15号では、地震や台風等で倒壊した電柱により、避難や救助活動に支障をきたすなど、無電柱化の必要性が改めて認識されたところです。

こうした中、平成28年に「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。)が施行され、無電柱化について、国民の理解と関心を深めつつ、国、地方公共団体、関係事業者の適切な役割分担の下、より一層推進していくこととなりました。

無電柱化法第8条においては、「都道府県は、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

このため、県においても、道路管理者による地中化に加え、道路における占用制限など、国から示された様々な整備手法や低コスト手法を組み合わせて、無電柱化をさらに推進するため、今後、概ね10年間に優先的に無電柱化する区間や、整備目標を定めた「山口県無電柱化推進計画」を策定することとしました。

本計画では、「活力みなぎる山口県」の実現を目指して、国、市町、電線管理 者等と連携しながら無電柱化を推進し、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、 良好な景観の形成を積極的に推進するための基本的な考え方を示しています。





### 2)計画の位置づけ

本計画は、無電柱化法第8条に基づく県の無電柱化推進計画であり、「やまぐち維新プラン」等の政策を推進するため、本県に関する無電柱化の基本的な方針などを定めるものです。

# 《 計画の位置づけ 》 玉 無電柱化法第7条に基づく やまぐち維新プラン 無電柱化推進計画 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 国土強靭化基本計画 山口県国土強靱化地域計画 やまぐち未来開拓ロードプラン 無電柱化法第8条に基づく 山口県無電柱化推進計画 ・山口県緊急輸送道路ネットワーク 国土交通省 ・各市町バリアフリー重点整備地区 市町 ・各市町都市計画マスタープラン 電線管理者 各市景観計画

# 無電柱化の推進

#### 3)計画の期間

本計画は、令和3年度から10年間を対象とし、無電柱化の推進に関する基本的な方針等を定め、今後、適時見直しを行います。



※「(別冊)主な整備箇所」には、具体的に整備を推進する路線やその進捗状況等を 毎年、更新し公表します。

#### 4)計画の構成

#### 山口県無電柱化推進計画

- ◆山口県無電柱化推進計画
  - 1 計画策定にあたって 計画の策定の主旨や位置づけ、期間、構成を示しています。
  - 2 現状・課題 無電柱化の現状や課題を示しています。
  - 3 基本的な方針 今後の無電柱化の取組姿勢や目標、3つの観点を示しています。
  - 4 総合的かつ計画的に講ずべき施策 無電柱化事業の実施や道路事業に合わせた無電柱化、電線類の地中化 に係る低コスト手法、占用制度の運用を示しています。
  - 5 施策を計画的に推進するために必要な事項 関係者間の連携強化や広報・啓発活動、無電柱化情報の共有を示しています。
- ◆(別冊)主な整備箇所

基本的な方針に沿った具体の整備箇所 具体的に推進する路線や進捗状況等を示しています。

#### 1)現状

本県における無電柱化の整備済み延長(令和2年3月現在)

県では、昭和61年度から国の電線類地中化計画等に基づき、国や県、市が、市街地や歴史的景観地区等において、電線類の地中化を推進してきました。

令和2年3月現在、県内においては約 131㎞の電線類地中化を完了していますが、 事業に着手している延長は約16kmにとど まっており、県内には無電柱化を必要とす る道路が未だ数多く存在しています。

道路種別	整備延長 (km)	着手延長 (km)
直轄国道	57.0	8.7
補助国道	5.2	0
県道	35.3	6.4
市町道	33.4	0.6
合計	130.9	15.7



本県の整備延長の推移

#### 2)課題

現在、道路上には電柱が数多く設置されており、地震や台風等で多くの倒壊した電柱により、災害時に重要な役割を果たす緊急車両の通行や支援物資の輸送等に支障をきたしています。

歩道や路側帯にある電柱は、歩行空間を狭め、歩行 者や車いす等の安全・円滑な通行を妨げています。

上空に張り巡らされた電線により、風光明媚な自然 景観や歴史的街並みなどの貴重な景観が損なわれてい ます。

無電柱化整備においては、多額の費用がかかることや、整備期間が長く整備区間や地上機器設置場所等に関して、電線管理者との合意や沿道住民の理解を得る必要があります。



(出典:国土交通省ホームページ)





(出典:国土交通省ホームページ)

## 3 基本的な方針

#### 1)今後の無電柱化の取組姿勢

無電柱化は、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保はもとより、良好な景観の形成等の観点からも推進していく必要があります。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。」という無電柱化法第2条の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により、山口県の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安心・安全なくらしを確保するよう推進します。

## 2)目標

3つの観点に沿った道路のうち、優先的に取り組む区間について、電線管理者 との合意や沿道住民の理解を得た県内道路の約40kmで無電柱化事業に着手 (事業中の箇所を含む)します。

3つの観点	着手する整備延長
①防災の観点	約 30 km
②安全・円滑な交通の確保の観点	約 14 km
③景観形成・観光振興の観点	約 12 km

※3つの観点毎の着手する整備延長は、一部重複数する区間がある。

#### 整備後



整備前



#### 3)3つの観点

県では、以下の3つの観点に沿って、国・市町・電線管理者等と連携しながら、 無電柱化を推進します。

#### ①防災の観点

被災地での救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等を迅速かつ確実に 実施するため、県の地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路や、各市 町の地域防災計画に位置付けられている避難路等の無電柱化を推進します。

《優先的に取り組む区間》 市街地内の緊急輸送道路 筡







#### ②安全・円滑な交通確保の観点

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路等の バリアフリー化が必要な道路や、駅等の交通結節点周辺の道路、通学路等の安全 で快適な歩行空間の確保が必要な道路の無電柱化を推進します。

#### 《優先的に取り組む区間》

バリアフリー重点整備地区内の特定道路や安心歩行エリア内の道路







### ③景観形成・観光振興の観点

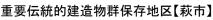
伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域、著名な 観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路において、無電柱 化を推進します。

《優先的に取り組む区間》

伝統的建造物群保存地区等、各市町が景観形成に取り組む地区内の道路







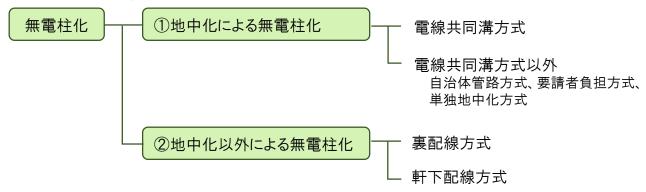


# 4 総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1)無電柱化事業の実施

地元の意向や地域の実情などを踏まえ、電線管理者と協議の上で事業手法を決 定し、以下により無電柱化を推進します。

#### 《無電柱化の整備手法》



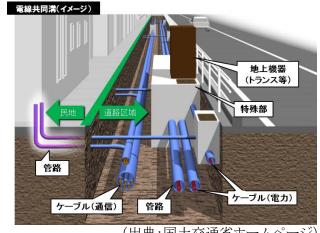
#### ①地中化による無電柱化

地中化による無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線、通信線等をま とめて収容し、沿道の各戸へは地下から電力線や通信線等を引き込む手法です。

#### □電線共同溝方式

近年、無電柱化の整備における基本 方式とされており、管理は道路管理者 が行います。

2 社以上の電線管理者が参画するこ とを条件として、道路管理者と電線管 理者がそれぞれ費用を負担して地中化 する方式です。



(出典:国土交通省ホームページ)

#### 口自治体管路方式

自治体が電力線や通信線を収容する管路等を整備し、電線管理者が電線や 地上機器等を整備・管理する方式です。管路等は道路占用物件として自治体 が管理します。

#### □要請者負担方式

自治体や民間事業者が、無電柱化を実施する場合に用いる手法であり、原 則として費用は全額要請者が負担する方式です。管路の管理者などは協議に よって決まります。

### □単独地中化方式

電力線や通信線について、電線管理者が自らの費用により単独で地中化す る方式です。その後の管理も電線管理者が行います。

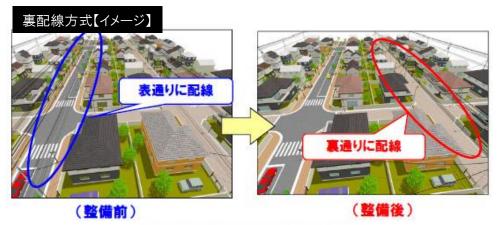
#### ②地中化以外による無電柱化

地中化以外による無電柱化は、裏通りや軒下等を活用して、電力線、通信線等 を配置する手法です。

これらの手法は、低コストに無電柱化を実現できることから、沿道住民の合意が得られる道路においては、積極的に導入します。

#### 口裏配線方式

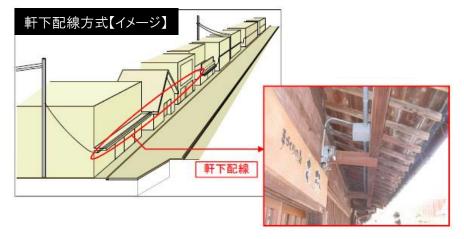
主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する方式です。管理は電線管理者が行います。



(出典:国土交通省ホームページ)

#### 口軒下配線方式

通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または 軒先に配置する方式です。管理は協議によって決まります。



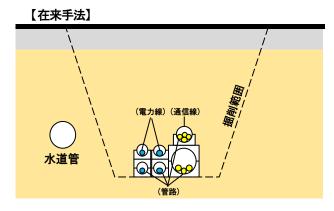
(出典:国土交通省ホームページ)

### 2)道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業(道路の維持に関するものを除く)や 市街地開発事業等、沿線の状況を踏まえつつ、電線管理者に無電柱化を実施する よう要請し、無電柱化を推進します。

#### 3)電線類の地中化に係る低コスト手法

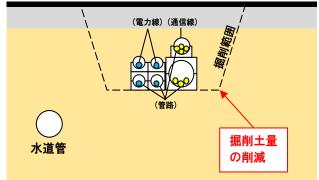
コスト縮減の観点から、浅層埋設や小型ボックス活用埋設等の低コスト手法 による整備を推進します。



#### □浅層埋設方式

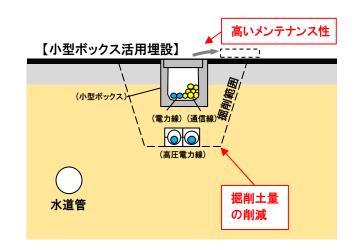
平成28年の「電線等の埋設に関す る設置基準 | の緩和により、管路を従 来よりも浅い位置に埋設する方式であ り、埋設位置が浅くなることで、掘削 土量の削減や、特殊部のコンパクト化、 既設埋設物(ト下水道管等)のト部空 間への埋設が可能になることによる支 障移設の減少により低コスト化する方 式です。





### □小型ボックス活用埋設方式

電力線と通信線の離隔距離に関する 基準を緩和し、管路の代わりに小型 ボックスを活用して、同一のボックス 内に低圧電力線と通信線を同時収容す ることで、電線共同溝本体の構造をコ ンパクト化する方式です。



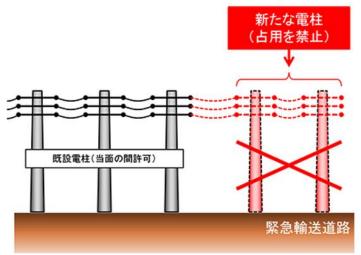
#### □既存ストック活用手法

主に電力・通信の管路、マンホール、上水道等の未使用管を有効に活用することによ り、低コスト化する方式です。

#### 4) 占用制度の運用

#### ①占用制限制度の適切な運用

災害時に電柱の倒壊により緊急車両の通行を妨げることのないよう、県内の緊急輸送 道路を対象に新設電柱の占用を禁止する措置を講じ、防災性の向上に取組みます。 (国が管理する道路は平成28年4月から、県が管理する道路は令和2年4月から実施)



緊急輸送道路における新設電柱の占用禁止措置 (出典:国土交通省ホームページ)

#### 【参考】《道路法等の一部を改正する法律(平成25年法律第30号)》

平成25年9月2日に施行され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路法(昭和27年法律第180号)第36条による義務占用規定を適用しないこととし、道路管理者が区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができるよう措置されました。

### ②占用料の減額措置

道路の地下に設置した電線等については、山口県道路占用料徴収条例に基づき、占用料の減額措置を継続し、無電柱化をより一層推進します。

# 5 施策を計画的に推進するために必要な事項

#### 1)関係者間の連携強化

#### ①推進体制

道路管理者や電線管理者、地元関係者等からなる中国地区電線類地中化協議会山口地域部会を活用し、無電柱化の着手区間の決定等、無電柱化の推進に係る調整を行ないます。

具体の着手区間においては、円滑に事業を実施するため、道路管理者と電線 管理者が一体となり、地域の合意形成に努めます。

#### ②工事:設備の連携

無電柱化の優先着手区間において、ガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際には、関係者が集まる道路工事調整会議等を活用し、工事の内容や工程等の把握に努めるとともに、無電柱化の支障とならないように調整を行ないます。

#### ③民地等の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が困難または望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校等の公共施設の公有地や公開空地等の民地の活用を検討します。

#### ④他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

### 2)広報·啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、 県民の協力が得られるよう、実施状況や効果等につい て、本県のホームページ等を活用して広報・啓発活動 を行ないます。

電線管理者の協力を得ながら、工事看板の設置を検討します。













抜柱する電柱に取り付ける広報看板の例

(出典:国土交通省ホームページ)

「無電柱化の日」に合わせてポスターを掲示

#### 3)無電柱化情報の共有

国と連携して無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県内の取組等について国や市町、電線管理者と情報の共有を図ります。

# ◆用語解説

用語	説明
安心歩行エリア	歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保する ために、緊急に対策を講ずる必要があると認められる地区において、都道府県公安委員会または関 係道路管理者の申請に基づき、国家公安委員会及 び国土交通省が指定する区域のこと。
各市景観計画	良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な 景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に 関する事項等を定める計画のこと。
各市町都市計画マスタープラン	住民に最も近い立場にある市町が、その創意工夫 のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体 性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき 「まち」の姿を定めるもの。
各市町バリアフリー 重点整備地区	公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー 化を重点的かつ一体的に推進するため、各自治体 が指定する地区のこと。(主に旅客施設を中心と した地区、高齢者・障害者などが利用する施設が 集まった地区。)
緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に 実施するため、高速自動車道、一般国道及びこれ らを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事 が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。
公開空地	容積率や高さ制限の緩和を受けるために敷地内に整備されたもので、歩行者が日常自由に通行又は利用できる、広く一般に開放された空地又は空地の部分のこと。
交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段) を相互に連絡し、乗り換えや乗り継ぎを行う場所 のこと。
占用制限	防災上の観点から重要な道路について、地震等の 災害が発生した場合における緊急車両等の交通や 住民が避難時に利用する道路としての機能を確保 するため、電柱の占用を制限するもの。

# ◆用語解説

用語	説明
地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき,市民の生命,財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし,災害に係わる事務又は業務に関し,関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て,総合的かつ計画的な対策を定めた計画のこと。
地上機器	無電柱化した際、地上部に設置される機器の総称のこと。
中国地区電線類地中化協議会山口部会	山口県の道路管理者、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成される部会であり、山口県の無電柱化推進のための各種調整を行っている会のこと。
電線管理者	道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業 者のこと。
電線類地中化計画	昭和61年から3期にわたって実施された無電柱化を進めるための計画のこと。
伝統的建造物群保存 地区	全国各地に残る歴史的な集落・町並みを保存する ことを目的に、「文化財保護法」に基づき市町村 が指定する地区のこと。
道路管理者	道路法の規定に基づき道路法上の道路において、 その新設、改築、災害復旧、維持、修繕、各種許 認可、命令など道路法等の法令に起因する道路の 管理全般を行う者。
特殊部	分岐部、接続部ならびに地上機器部等の総称である。分岐部とは、電線の需要家への配線等のために設ける分岐のための部分、接続部とは、電線を接続するために設ける部分をいい、地上機器部とは、変圧器や開閉器等の地上機器を設置する部分のこと。
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

# 資料編

# ◆用語解説

用語	説明
やまぐち維新プラン	今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた 総合計画のことであり、本県が目指す県づくりの 方向性を、市町、関係団体、企業、県民の皆様と 共有し、共に取り組んでいくための指針となるも の。
山口県国土強靱化地域 計画	本県における国土強靱化に県、市町や関係機関が 一体となって取り組むための計画のこと。
山口県まち・ひと・し ごと創生総合戦略	やまぐち維新プランを「まち・ひと・しごと」の 創生の観点から施策を戦略化した計画のこと。
やまぐち未来開拓ロー ドプラン	山口県が進める道路の整備や保全の基本的な方針 をまとめた計画であり、これからの本県のみちづ くりの指針となるもの。